

会議の 公開・非公開の別	<b>公開</b>	【開催日】令和3年5月28日(金) 【時間】10時00分～12時00分		
会議録の 公開・非公開の別	<b>公開</b>	【場所】岸和田市役所 新館4階 第1委員会室 【傍聴人数】5名		
<b>【名称】令和3年度第1回岸和田市指定管理者審査委員会</b>				
【出席者】○は出席、■は欠席				
中川	池内	山本	細井	南方
○	○	○	○	○
《施設所管課》魅力創造部：前田部長 文化国際課：田宮課長、太田主幹 《事務局》財務部：寺本部長、藤川理事 行財政改革課：小林課長、滝石主幹、光浦主査、甲地担当員				
<b>【議題等】</b>				
1. 「公の施設の指定管理者制度に係る運用指針」の一部改訂に関する説明 2. 浪切ホール・旧港地区立体駐車場における指定管理者の募集関係資料の審議 3. その他				
<b>1. 「公の施設の指定管理者制度に係る運用指針」の一部改訂に関する説明</b>				
行財政改革課より「公の施設の指定管理者制度に係る運用指針」の一部改訂に関して説明				
【質疑・意見概要】				
委員：これまでの審査委員会で価格評価について審議を行ってきた。経過を説明すると、評価対象の施設をⅠ類～Ⅳ類に分けて、単純な機械的なサービスなどは価格評価を相対的に高くし、専門機能やヒューマンリソースが必要な施設については価格評価を低くし、企画機能や人的機能に重点配分をするという話をしてきた。この件については、ある程度定着してきたが、最後に価格評価の点数の問題が残っていた。価格が安ければ良いという方向に配点が行われるというのは良くないという考えから、今回の指針の一部改訂により配点の開きをできるだけ縮めるような措置を取った。この方針の一部改訂について、意見等はないか。なければ了承されたということで次の議題に入る。				
<b>2. 浪切ホール・旧港地区立体駐車場における指定管理者の募集関係資料の審議</b>				
施設所管課（文化国際課）より浪切ホール・旧港地区立体駐車場における指定管理者の募集関係資料について説明				
【質疑・意見概要】				
委員：仕様書のP.12に成果目標の設定を記載しているが、この設定の根拠は何か。				
所管課：目標値については実績を基に出したものだが、企画事業に関して、以前は年間50本だったものをこの度は年間40本にし、前回の目標値より10本ほど減らした。1事業を約800人として計算している。10本減らしたことにより、来館者数と大ホールの利用者数をそれぞれ減らした。というのも、令和2年度はコロナの影響で目標が達成できなかった。これに関しては事業者のせいではないものの、そのまま令和2年度の実績を採				

用するのはどうかと考え、従前通りの状況を基本としてコロナによる影響を一定加味した数値を採用した。

委員：企画事業を50本から40本に減らしたとのことだが、仕様書P.8の企画事業のア～キの事業を均等の割合で減らしたのか。

所管課：均等に減らしたわけではない。事業によっては偏りもあり、なかなか実施できていない事業もあった。例えば仕様書のP.9ページにある(1)キの和歌山大学サテライトと連携し、地域の振興と活性化の貢献に努めることとあるが、実際には実現が難しかった。

委員：主に企画事業のアとイを減らしたのか。

所管課：それぞれの企画事業を何本という割り当てをしているわけではない。ア～キの全体の中で50本実施することとしていたもので、今回の40本も同様の想定である。

委員：次期指定管理者は令和4年からなので、通常時の約80%の目標設定にしたということが良いか。

所管課：そうである。令和4年にどこまでコロナの影響を受けるのかは未知数であるが、そのように設定した。これに関してはあくまでも目標数値とし、事業者と協議を行いながら進めていきたいと考えている。

委員：募集要項のP.5の指定管理者による自主事業についての変更内容は良い方向に変更したと思うが、P.8のレストラン事業は自主事業なのか。

所管課：レストラン事業は自主事業とは別で考えており、附帯業務として実施してもらう。ただし、ここの表現は適切ではなかったので、表現を検討したいと考える。

委員：募集要項のP.11(キ)の修繕費について、別紙のリスク分担表では修繕費は1件110万円と記載があるが、仕様書には金額の記載がない。ここは110万円ということでしょうか。また、上限を設定する予定はあるのか。

所管課：その通りである。ただし、上限額をいくらにするかは、財政部局と調整しているところである。

委員：募集要項P.6の(オ)①～④は評価対象としないということだが、④に関して判断するにあたり、何か具体的に想定していることがあるのか。

事務局：④に関しては、想定されたものは特にないが、たとえ実施してもらいたい業務内容であったとしても、市として品質を確保するという観点から指定管理者に実施させるべきではない場合もあるため、個別具体的に判断をしていきたいと考えている。

委員：指定管理料についてどのように決めていくのか。

所管課：財政当局と調整し、最終的に金額を設定していく予定である。

委員：現指定管理者から要望などは出ていないか。もし、要望や意見等が出ていて、公平性や効率性等に問題なければ、募集要項の内容に盛り込むと良いのではないか。

所管課：月1回程度、指定管理者と協議をしたり、随時必要に応じて連絡を取ったりしているが、特段要望は出ていない。コロナに対する取り組みについては、苦慮しているということは現指定管理者から聞いている。

委員：募集要項のP.5(11)の自主事業(イ)に記載されている「自主事業に伴う収入の一部又は全部を、施設の管理運営費に充当することを可能とします。」とあるが、募集要項P.8の(3)アの指定管理料の内容に維持管理費について記載されている。維持管理費を充当すると指定管理料が減ることになる。その計算方法を記載した方が良いのではないか。

また、P.7に新型コロナウイルス感染症の影響は無いものとするに記載したことは良いことだと考える。その内容を同じく仕様書の成果目標の設定の部分にも記載しても良いのではないかと。募集要項P.7(才)の利用料金の還付に関して、「岸和田市立文化会館条例施行規則第9条を準用し運用しています。条文を確認してください。」とあるが、事業者側はこの条文を確認できる状態になっているのか。

所管課：特にこの条文を資料として用意する予定はなかったが、ご指摘の通り添付資料として用意したいと考える。

委員：提案書は指定管理料を含めた内容が書面で出されるのか。

所管課：提案書の様式の中で、年度ごとに金額を記載することになっている。

委員：募集要項P.4やP.15にある暴力団という表現だが、民間であれば反社会的勢力と表現することが多いように思うが、これで問題ないのか。暴力団以外の詐欺などの集団に対しても資格要件に該当しないような記載が必要ではないか。

所管課：市の暴力団排除条例に基づいて記載している。ただ、暴力団以外の不法行為等を行う集団についてどのように記載するかは事務局とも一度相談したい。

委員：募集要項のP.22(8)の財務状況の確認について、収支決算書の記載があるが、これは申請時に提出する書類にある収支予算書に対応する決算書という意味だと捉えたが、それを記載されてはどうか。そのほか、チケットカウンターは現金のみの取り扱いなのか。電子マネーは使用できないのか。

所管課：現金の取り扱いである。ネットでの購入ならクレジットカードが使用できるが、電子マネーの扱いはしていない。

委員：募集要項のP.6にある指定管理者が行う業務の範囲のところで、企画事業という文言が出てくるが、企画事業の定義についての記載が無いと思う。仕様書のP.8には企画事業がどういったものか記載されているが、同じように募集要項にも記載すべきではないか。また、指針に沿って募集要項や仕様書を書き直したものと理解しているが、指針P.7には「指定管理業務及び自主事業の整理」に指定事業と企画提案事業、自主事業に分けられている。この分類に基づくと、今回この企画事業は企画提案事業ということになるが、そうすると今回の浪切ホール等の募集条件には、指定事業が無いということになる。このことに関して、今後検討すべきだと考える。多くを浪切ホールの指定管理者の主体性や自主性に委ねていて、市の条例や文化振興計画に沿った事業を、逆に事業者の方から企画提案事業として提案してほしいというかたちになっている。市は指定事業を出すことまでしないといった姿勢に思える。企画事業については、行政側とのコミュニケーションが成立したうえでプロセスが必要だと思う。文化国際課が真摯に事業を進めていることは理解している。しかし、文化振興計画も読んだが、募集要項にも仕様書にも計画との連動が無いように見える。乳幼児や障害者、社会的弱者にも文化を提供するといった内容が計画には書かれているが、その内容が募集要項や仕様書に盛り込まれていない。

所管課：そこまで踏み込んだことは記載していない。委員の言う通り、事業者に委ねているような内容になっているところがある。

委員：募集要項にそういった定義など記載していないので、事業者に委ね過ぎているところがある。事業者のプロデュース能力などに任せることも必要な部分があるかもしれないが、

単に入場者数を増やすだけではよくない。社会的な文化事業が無いのは問題だと考える。大衆迎合型のポピュリズムしかなく公益性の設定がどこにもない。この件に関しては、前審査会でも申し上げてきたが、今回も改まっていない。例えば、学校や保育所、幼稚園、障害者施設などに浪切ホールの指定管理者側がアウトリーチするぐらいの事業はできないのか。もしくは、小学校の全員が一度は浪切ホールを利用し体験するといった教育事業はできないのか。審査基準の中にも社会的弱者への配慮について記載がある。そういった人たちに公共文化ホールは文化を供給するべきだと考える。

所管課：委員の言う通り、文化振興計画に関係する部分があると思う。ただ、時間的な制約があり、仕様書の中にどこまで盛り込めるか分からないので、一旦持ち帰り、検討したい。

委員：指針の施設分類ごとの配点表にⅠ～Ⅳの類型があり、この文化施設の価格評価は10%以内という分類になっている。ハード面に関しては完璧だと思うが、ソフト面の企画事業に関しては検討の余地がある。私たちも公益性を判定し、責任をもって審議会の業務にあたっている。

委員：審査基準に関して、自主事業の項目の「提案のあった自主事業は、施設の設置目的や関係法令等に照らして実現可能であるか」と「提案のあった事業は、施設の効用を高めるものであるか」の部分だが、設置目的に関連性があるかどうかと実現可能かどうかはそれぞれ別に考えるべきではないか。2行目の「施設の効用を高めるか」という基準に、設置目的との関連性を付け加えてもよいかと思う。

委員：審査基準の(8)の上から3行目「賃金水準は適切か」という項目があるが、携わる職員などの労働時間など判断できる資料は提出されるのか。

所管課：まだ様式が整っておらず、完成していない。何らかの分かる資料を添付したいと考える。

委員：審査基準(10)法令遵守の評価は点数ではなく、適か否の判定しかない。(10)の一番下の行「職員の労務管理に関する取り組みは適切か」について、それを判断できる資料はあるのか。募集要項P.3の(6)に労働条件、勤務の状況などの閲覧を求めることができることある。それを踏まえ、選定する際に自己申告で良いので、法令遵守の状況のチェックリストなどがあれば良い。募集要項のP.18～19の提出書類だけでは、判断しにくい。

所管課：検討したい。

委員：提案書が提出されれば、価格評価の点数は自動的に計算されるのか。

所管課：そうである。

委員：審査基準(4)の上から3行目「企画事業の内容に偏りがなく、市の施策を理解した内容か」とあるが、先ほど委員が言ったように判断材料を仕様書等にしっかり記載してもらいたい。事業者任せ過ぎている状況では、応募者の案に沿った内容かを判断できない。

委員：審査基準で「施設の設置目的に照らし、その管理を効率的かつ効果的に行うことができること」を45点、「施設の管理及び運営業務を安定して行いうる物的及び人的能力を有すること」を30点にした理由は何か。ガイドラインではそれぞれ50点、25点だったはずだが。

事務局：説明が不足していたが、今回の改訂した指針で点数の配分も変更した。その内容を事務局から所管課へ伝え、改訂した指針に沿って所管課が作成したためである。

委員：今回は指針全体について、読んでおくことが前提ではなかったと思うので、新たに選任された2名の委員に指針を事務局から送付してもらいたい。

### 3. その他

行財政改革課より令和3年度の岸和田市指定管理者審査委員会の年間スケジュールについて説明

委員：来年度に予定されているヒアリングが年1回のみでは少ないのではないかと。

事務局：モニタリングの方法については、昨年度改訂させてもらった。過去、全ての指定管理施設の資料をモニタリングしていたため、資料も膨大で深い内容まで議論し尽くせないという課題があった。そのため、3年に1回のヒアリングに変更した。

委員：来年度は審査対象の施設がないので、ヒアリングに注力できると考える。ヒアリングを複数回行うことが可能ではないか。過去に市議会から指摘の上がった施設案件もあった。私たちが責任を重く受け止めており、その後の施設の経過も確認したいと考える。小さい案件までは見ないにしても、リスクを軽減するため、来年度は審査案件が無いのでこの機会をチャンスだと考え、ヒアリングを実施してはどうか。

事務局：検討する。

以上